

国自旅第279号の2  
平成31年3月12日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

消費税率引き上げに伴う一般貸切旅客自動車運送事業の  
運賃及び料金の取扱いについて

平成30年10月15日の臨時閣議において、平成31年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。以下「消費税率」という。）が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることが確認されたところである。

これに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者の消費税の適正かつ円滑な転嫁を図る観点から、消費税率の引上げに伴う一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて、各地方運輸局及び沖縄総合事務局あて通知したので、貴会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国自旅第279号

平成31年3月12日

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長  
(公印省略)

消費税率引き上げに伴う一般貸切旅客自動車運送事業の  
運賃及び料金の取扱いについて

平成30年10月15日の臨時閣議において、平成31年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。以下「消費税率」という。）が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることが確認されたところである。

これに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の消費税の適正かつ円滑な転嫁を図る観点から、消費税率の引上げに伴う一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて、別紙のとおり定めたので、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

## 1. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

## 2. 一般貸切旅客自動車運送事業における運賃及び料金の転嫁の方法について

現在届出ている運賃及び料金額に税込みとして表示している場合は、現行の運賃及び料金の額に108分の110を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額を含めた運賃・料金の総額を収受することとする。

## 3. 課税事業者における運賃及び料金の変更届出の取扱いについて

### (1) 運賃及び料金の変更届出書の提出について

消費税の加算方法について「運賃料金を108パーセントを乗じ、1円単位に四捨五入した運賃及び料金を収受する」等、具体の税率（8パーセント）を適用方に記載して届け出ている事業者については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条の2の規定により、あらかじめ、営業所を管轄する地方運輸局長又は沖縄総合事務局長（以下「各局等」という。）あてに運賃及び料金変更届出書を提出する必要がある。

なお、各局等の公示する運賃・料金を使用するなど、具体の税率（8パーセント）を適用方法に記述していない事業者については、消費税率の引き上げに伴う運賃及び料金の届出は要しない。

### (2) 運賃及び料金に係る消費税率の変更届出に対する変更命令について

#### ①消費税率の適正な転嫁に対する変更命令

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（平成11年12月13日付け国自旅第129号）（以下「運賃通達」という。）別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」に即した適用方法または適正な消費税率に基づく転嫁方法であると認められる場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の2第2項において準用する法第9条第6項の規定による変更命令は行わないこととする。

#### ②消費税率と異なる税率とする場合等適正な転嫁と認められない場合

法第9条の2第2項において準用する法第9条第6項の規定による変更命令を速やかに行うこととする。この場合の変更命令については、運賃通達に基づいて行うこととする。

#### 4. 消費税の適正転嫁対策について

消費税の適正な転嫁を図る観点から、監査等の機会をとらえて以下の事項について、所要の変更届出が必要となることを指導することとする。

消費税率を8パーセントとして届け出ている者が、平成31年10月1日以降も届出事項を変更しないまま、10パーセントの消費税を収受することは法第9条の2第1項の規定に反すること。

上記届出事項を変更しないまま、消費税を収受しないと表示することは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第8条第1号の規定に反すること。

#### 5. その他

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の変更については、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないよう十分な周知・説明を行うこと。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

## 第 1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の 3 区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……車両の長さ 9メートル以上又は旅客席数 50人以上

中型車……大型車、小型車以外のもの

小型車……車両の長さ 7メートル以下で、かつ旅客席数 29人以下

## 第 2. 運賃

## 1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

## 2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

## (1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計 2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に 1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が 3時間未満の場合は、走行時間を 3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の 1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は 8時間を上限として計算することとする。

## (2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に 1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

## (3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

## 3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については 3割引とする。ただし、2.(3)①により計算した額の下限額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については 2割引とする。ただし、2.(3)①により計算した額の下限額を限度とする。

(3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の

割引をしない。

### 第3. 料金

#### 1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

#### 2. 料金の適用

##### (1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割以内の割増を適用する。

##### (2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

##### (3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、地方運輸局長が公示する交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

### 第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は一時間に切り上げる。

### 第5. 旅客より收受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

### 第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。